

たい。

また、ただいま土木建築部長にも、先ほどの庁内の勉強会というお話がございましたから、お話ししましたら、ぜひやりたいというお話をもらいましたので、担当レベルで少しお互いの部の知恵を出し合った形の自転車を生かしていくような方策はないかということの勉強会はしていきたいというふうに思っております。

6番(飛田典子君) 最後に、要望を申し上げて終わりたいと思います。

21世紀の車社会を考えると、自動車の台数の伸びが道路の延長の伸びを上回っているアメリカ型都市から、自動車ばかりでなく路面電車やバス、自転車など、さまざまな交通機関が使われており、選択の自由を持っているヨーロッパ都市型へ転換すべきと考えます。ヨーロッパのある都市部では、路面電車と歩行者、自転車だけが通行できる自動車を排除した地区もあり、これらの地区では、人々が集まり活気がある。私は、もし浜町商店街周辺の開発が将来考えられるとすれば、1台の車に、1人が2人しか乗っていない非効率的な自動車交通から大量に輸送可能な公共交通機関や環境にやさしい自転車を利用するように交通政策を転換し、自然エネルギー、地球環境問題の観点から、これは独断と偏見ですが、アーケードを取っ払い、自然の風、中心に高木の緑と水辺噴水など、中心街こそ高齢者、子どもたちの住みやすいまち、自転車で買い物ができる自然と共生の商店街のモデル地区を考えている一人でございます。

名古屋市の北区に三大商店街の一つ、89年、新商店街オズモールが完成、100軒近い商店街を一斉に取り壊し建て直す、全国でも例がなく不可能と言われた商店街。今、買い物客が引きもきらない、全国の商店街から見学者が殺到したとの新聞記事を読み、資料を取り寄せましたが、本当にすばらしいと思います。現地を以後、視察したいと思っています。

それから、最後に、いずれのことは市民の協力が重要です。インターネットなどで情報を提供し、幅広い市民の知恵や意見を聞くことが大切だと考えます。理事者の皆様の連携と調和で、そして県と協議をしていただき、本題に真剣に取り組んでいただきたいことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時30分から再開いたします。

= 休憩 午後0時25分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時30分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。7番田村康子議員。

〔田村康子君登壇〕

7番(田村康子君) こんにちは。

質問通告に従い、質問をさせていただきます。市長並びに理事者の誠意ある答弁を求めます。

まず最初に、お断りをさせていただきます。5番目の質問で「市民病院・成人病センターの経営健全化計画」につきましては、午前中、緒方議員の方から市民病院の経営健全化について質問がありました。そこでは、収入増加策と健全化計画の取り組み姿勢について、職員の他部局との人事交流による新陳代謝の促進について、実効性のある組織体制、そして地方公営企業法の全部適用についてなど詳しく取り上げられました。私の質問したいことはほぼ出尽くしましたので、もし時間がございましたら、最後に、緒方議員が質問されなかった部分だけ質問をさせていただきますが、時間がない場合には割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、路線バス空白地に乗合タクシー導入の本格実施に向けた課題と対策についてお伺いをいたします。

本市には、道幅が狭く斜面市街地といった地形的な制約などから路線バスが運行していない地域が数多くあります。

そこで、バスは無理でも、ジャンボタクシーならそのままの道路で走らせることができるのではないかと。ぜひ乗合タクシーの導入をと願ってきました。このほど丸善団地地区、矢の平地区に念願の乗合タクシーが、この10月から試験運行されることになりました。ここへこぎつけるまでに担当課の職員の皆様方には大変なご苦労ございました。心より感謝申し上げます。

試験運行するのは、三原町などにまたがる丸善団地地区と矢の平・伊良林地区です。いずれも人口が多い地区ですが、道幅が狭く斜面市街地のために路線バスの運行は困難な地域でした。今回、バスより小型で、車の幅が1.7メートルしかない

9人乗りの乗合タクシーを輸送手段として確保することによって、マイカーを持たない高齢者や地域住民の皆様の利便性向上や公共交通機関の利用促進にもつながるとしています。

試行期間の実際の運行は、市が市タクシー協会に委託し、同協会加盟の民間タクシー会社が運行に当たる。毎日朝7時から（日曜・祝日は午前9時）午後6時半まで、おおむね30分間隔で運転する。運賃は大人200円、子ども100円の均一料金ととなっております。地元住民の皆様方は本当に感謝し、楽しみにしております。

市交通企画課は、満足度をはかる利用者アンケートを試行期間中に実施し、需要や改善すべき点などを把握したいと言っておりますが、来年度以降の本格実施に向けた課題と、その対策について伺います。一番心配される点は何が、教えてください。

2番目、「思春期ほっとスクール」の継続開催について。

中学、高校生に性と命の大切さを学んでもらおうと、長崎北保健センターがこのほど健康講座「思春期ほっとスクール」を開催されました。3回連続の同講座に、中学1年から高校2年生まで、女生徒10人が参加されたとのこと。その内容は、赤ちゃんとの触れ合い体験、妊婦体験、ビデオによる性教育、性感染症や人工中絶についての解説とコンドーム装着実習など。学校の授業で習う性教育よりも一歩踏み込んだ具体的なプログラムとなっており、参加者たちは、ときどき戸惑いながらも真剣な表情で取り組んだとのニュースを見て、私は大変すばらしい企画だと思いました。3日間の講座を終えた参加者たちからは、「将来ためになることをたくさん学べてよかった」「赤ちゃんの触れ合い体験が一番楽しかった」と感想を語っています。

今、全国や長崎市内で10代の人工妊娠中絶が微増していると言われております。その現状を踏まえて、性感染症と人工中絶について、助産婦の津田さんは、こう説明をしております。「中高生は排卵機能がまだきちんと定まっておらず、心も体も成熟していない。できるなら、セックスまでは入ってほしくない。もし万が一、そこまで進んでしまったならば、性感染症の予防と避妊を心がけ、自分の体は自分で守ってほしい。こういう

学習はとても大切なことで、1人でも多くの中高生に学んでもらいたいと思います。北保健センターだけではなく、場所も検討して、継続して開催されることを望みます。今後の取り組みについて伺いをいたします。

3番目に、行政改革の推進について質問いたします。

国が昨年12月に策定しました行政改革大綱においては、今後の行政改革の重要課題として、（1）新たな時代にふさわしい行政・組織への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度の改革、行政評価制度の導入など、（2）国と地方との関係性を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からのさらなる地方分権の推進、（3）行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、（4）その他の行政の組織・事務の減量・効率化等を推進することを掲げています。この中で今回、特に注目を浴びているのが、特殊法人等の改革であります。事務や組織全般、補助金・交付金等の財政支援のあり方についての抜本の見直しを行うことにしており、小泉改革においては、163の特殊法人や認可法人の廃止・民営化を打ち出して、整理合理化計画を年内にも策定する方向で検討が進められているようであります。このように、国・地方を通じての行政改革の推進の必要性はますます高まってきております。

そのような中、本市においても本年3月に行政改革大綱を改定し、平成17年度までの新たな5年間の取り組みが進められています。行政改革の取り組みについては、これまでも質問してまいりましたが、今回は、国の特殊法人改革に倣って、本市の外郭団体の見直しに絞って質問をさせていただきたいと思います。

本市の行政改革大綱を見てみますと、「外郭団体の見直しと運営の改善」という項目を設け、役職員数の見直しや組織機構のスリム化等、経営健全化に取り組むとともに、外郭団体への委託業務のあり方、補助金・貸付金等についても見直しを行い、必要に応じて統廃合を進めるとしておりますが、特に委託業務のあり方や補助金・貸付金について、今後、どのように見直しを進めていくのか、お尋ねをいたします。

次に、本市から外郭団体に対して職員を役員として派遣しているものもありますが、来年度から

は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されることになっており、職員の派遣について、一定の規制がかかることになるとかと思いますが、これに対して、どのように対応されていくのか、お伺いをいたします。

4番目、被爆地域拡大是正への要請行動についてお尋ねいたします。

この件につきましては、既に9月6日に山本議員さんより同趣旨の質問がありました。市長より「適時適切な要請行動を官民一体となって展開してまいります」という回答をいただいておりますが、市民の皆様の関心は高く、本日、ケーブルテレビをごらんいただいている皆様方のためにも、もう一步踏み込んで質問をしますので、よろしくお願ひいたします。

ことし8月9日の祈念式典後の会見で、小泉首相が「何らかの措置が必要ではないか。できるだけ早い機会に結論を出す必要がある」と発言されたこと、また、坂口厚生労働大臣の「総理の方から健康保持のために何らかの対応が講じられるものと思う。これは厚生労働省に対する総理の非常な前向きなご命令だと受けとめている。現在の被爆者援護法でどこまで対応が可能か、政令・省令の手直しが必要か検討している。もちろん、財政上の問題もありますので、年末までにはご報告させていただきたい。皆さん方のご期待に応えるように前向きに取り組みさせていただいている。もう少し時間をいただきたい」との発言がありました。

また、翌10日には、平和祈念式典のお礼並びに拡大是正要請の行動をされた際に、篠崎健康局長が「現行法で何とかできないか、検討している。内閣法制局と財務省とも協議しなければならない。地元の期待もあるだろうが、今後、市と国は共同歩調をとりたい」と語られたと聞き及んでおります。

ことしの12月までに被爆地域拡大是正に対する結論が出されると聞いています。12月までの4カ月間、非常に重要な時期であります。市として、今後、どのように国と共同歩調をとられようとしているのか、お尋ねをいたします。

5番目、最後に、産じょく期(出産直後)のヘルパー派遣事業についてお尋ねをいたします。

子育て支援策も次々と整備されつつあり、うれ

しい限りです。ことし7月からは、出産費用24万円を限度に無利子で貸し付けられるようになりました。これにより、実質的に出産一時金が8割前倒し支給となりました。

さて、出産直後の産じょく期、お産は普通、出産して5、6日で病院を退院いたします。昔だと親や兄弟が近くにおいて、いろいろお世話をしてくれていましたが、今は核家族化が進み、だれも赤ちゃんをお湯につかわせてくれる人がいない。身辺のお世話や家事を手伝ってくださる人がいない。そういうお母さんのために、昨年7月28日付で厚生省児童家庭局長の名で「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施についての一部改正について」という通知が来ております。その中に、産じょく期ヘルパー派遣について明記してあります。出産後、自宅に戻ったとき、親族などの応援が得られず、健康回復が不十分で家事が困難な核家族の家庭に対して、ヘルパーが訪問して身の回りの家事等を行う支援です。派遣場所は、産じょく婦、そのお母さんの自宅とする。派遣期間としては、産じょく婦及び乳児の退院後1カ月以内で10日間を限度とする。多胎、つまり双子や三つ子ちゃんが誕生した場合には、そのほかに生後1年間で15日を限度としてヘルパーを派遣することができるとしています。この一部改正は、平成12年4月1日より適用することとしたので通知となっております。

そこで、本市において、産じょく期ヘルパー派遣について、市民への周知徹底はされていますか、また、利用状況等をお知らせください。

以上、壇上からの質問を終わります。時間がありませんでしたら、また、自席より再質問なり意見を申し述べさせていただきます。

ありがとうございました。=(降壇)=  
副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 田村康子議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点目のバス空白地域への乗合タクシー導入実施に向けた課題と対策についてでございます。

長崎市では、地形的制約等からバスの乗り入れがなされていない地域、いわゆるバス空白地域が市内にどの程度存在するのかを把握するとともに、このような地域への輸送手段の確保対策について

検討を進めるために、昨年度から公共交通空白地域導入検討調査に着手しているところであります。

昨年度の調査でございますが、まず、バス停からの直線距離が300メートル以上離れており、かつ市街化区域内で10ヘクタール以上の面積を有しているバス空白地域25地域を抽出いたしました。その後、抽出をした25地域について、個々に地域特性等を整理し、その中から、田村議員ご指摘のように、丸善団地地区あるいは矢の平・伊良林地区、西小島・稲田・中新町地区の3地区をモデル地区として選定をし、日ごろの通勤や買い物などの行動パターンや公共交通機関が整備された場合の利用意向などについて、地域住民の方へアンケート調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、輸送手段の確保対策について検討したところであります。

具体的には、モデル地区は、いずれも居住人口が多く、また、地域住民からの要望もあり、バス空白地域を解消するためには、小型バスも含めた乗合バスの導入が望まれるところですが、現在の道路幅員では乗合バスの導入は残念ながら困難であり、また、道路整備等にも長期間を要するものと予想されることから、まずは現状の走行環境の中で現実的に運行が可能と想定される輸送手段として、乗合タクシーによる運行を目指したところであります。

そこで、今年度は、これまでの調査を深化させ、モデル地区のうち、先ほど申し上げました3地区から、丸善団地地区と矢の平・伊良林地区の2地区において、乗合タクシーによる試行実験を行うこととしております。

これまでに、運行内容等について、地元自治会を初めタクシー協会、道路管理者、警察等の関係機関と協議を重ねてきておりまして、おおむね運行内容等が固まりましたので、今後、道路運送法に基づく手続きを進め、議員ご指摘のように、10月ごろより2カ月間試行実験を行う予定であります。

試行期間中は、利用状況を把握するとともに、アンケートを実施し、運行内容に対する利用者の意向等を調査することとしております。

その後、試行実験の結果を踏まえ、採算面での検証や運行内容等の見直しを行い、本格的な導入に向け、タクシー協会等の関係機関と協議してま

いりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域住民の方にどの程度乗っていただけるかが本格実施に向けた課題と考えておりますので、今後、十分な広報活動等に努め、たくさんの住民の方々に利用していただけるように努力してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、行政改革の推進でございますけれども、21世紀を迎えて、市民にとって、これからの社会がより自由かつ公正なものとするために、地方においても、これまでの行政の組織あるいは制度のあり方、行政と市民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築していくことが求められております。

本市におきましても、本年3月に行政改革大綱を改定し、分権時代に的確に対応する行政運営システムの構築への取り組みを進めておりますが、行政改革大綱に掲げております項目のうち、議員ご指摘の外郭団体の見直しにつきましては、議会において、これまでも多くの指摘を受けており、本市の行政改革を推進するに当たっての重要課題の一つであると認識しているところであります。

また、財政構造改革プランにおきましても、外郭団体の見直しと運営の改善を掲げており、財政的な視点からの見直しも強化していくこととしております。

そこで、まず外郭団体への業務委託のあり方についてであります。効率的に業務を執行するための見直しの観点といたしまして、一つ、団体の設置目的から外れるような業務委託は行わない、一つ、委託事業について、その効果を測定するとともに、民間委託との経費面での比較の上、部分的な民間委託の実施や民間委託への転換の可能性も含めて、より効率的な方法を検討する、一つ、委託費の積算根拠を民間ベースで見直すなど効率的な事業実施に努めるということを挙げて、見直しを進めているところであります。

次に、外郭団体に対する補助金・貸付金等の見直しについてであります。事業の内容及び運営の実態を検証するとともに、民間資金の活用やサンセット方式の積極的導入や運営補助の見直しを実施し、必要最小限になるようにすることとしております。

また、財政面からの団体経営の総合的評価を実施し、事業の費用対効果の検証、事業執行体制の効率化、給与制度の検証、将来の財政見通しなど経営的視点に立った総点検を実施することとしております。

3つ目といたしましては、外郭団体への職員の派遣に対する考え方ですが、外郭団体は、住民の多様なニーズに対して弾力的な運用を求められる分野において、行政部門が直接に事業を実施するのではなく、民間の資金や経営手法を活用するという目的で設立された団体であります。したがって、その団体の主な収入が各地方公共団体の委託料等によって賄われていたり、業務自体が各地方公共団体の政策と密接な関連を有している団体に対しましては、当該団体の事業を円滑に推進するとともに、各地方公共団体の各種施策との総合調整を図ることが必要であることから、各地方公共団体において職員を派遣し、当該団体の業務に従事させているところであります。しかしながら、外郭団体に対する職員派遣に関しましては、派遣職員の身分の取り扱いや処遇等におきまして、これまで各地方公共団体における取り扱いが必ずしも統一されたものではなかったことから、統一的なルールを整備することによって、職員の派遣の適正化、手続きの透明化等を図るとともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携による地方公共団体の諸施策の推進を図ることを目的として、国におきましては、平成12年の4月に公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が制定をされまして、平成14年4月から施行されることとなっております。

この法律によりますと、公益法人等への職員の派遣を財団法人・社団法人等の公益法人等への職員派遣制度と当該地方公共団体が出資している株式会社等の特定法人への退職による派遣制度の二本立ての制度とし、それぞれの制度について、派遣の手続き、派遣先団体、派遣される職員の処遇等について、各地方公共団体が条例で定めることとなっております。

したがって、長崎市におきましても、この新たな法律の趣旨を踏まえながら、外郭団体の業務と本市の事務事業との関連性や人的援助の必要性等について、個々の団体ごとに具体的に検討を

行うなど、来年4月1日からの制度導入に向けて準備を進めているところであります。

外郭団体運営の効率化と健全化につきましては、各団体との連携を十分に図りながら、今後とも精力的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

次に、被爆地域の拡大是正についてお答えをいたしたいと思っております。

昨年7月に、当時の厚生省を初めとする関係機関や衆参両院の国会議員全員に対しまして、行政、議会、被爆者団体、地元住民代表など官民一体となった要請行動を実施いたしました。改めて議会の初め関係の皆様方に、この席をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

その結果、昨年8月9日の平和祈念式典終了後の森前内閣総理大臣の発言を契機に、津島前厚生大臣と地元住民代表との面談があり、同10月に国は現在の厚生労働省健康局長のもとに、本市が取りまとめた原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書を精査・研究するために、原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会を設置していただきました。そして、検討会の研究班によって、被爆体験による精神的・身体的影響が現在においても存在する可能性もあることから、この点に関して可能な限り科学的に厳密に研究することを目的として、本年3月に長崎での現地調査が行われたところであります。

この現地調査では、調査をお願いいたしました方実に85%を超える754名の方々からご協力をいただきました。本当にありがたいことだと思っております。特に大切なことは、未指定の当事者はもとよりそうでございますけれども、その後、10年以内に未指定の地域に入られた方々の本当に温かい、心温まる地域ぐるみのご支援、ご協力をいただいたところでございます。調査にご協力をいただきました皆様方に、この場をおかりいたしまして、深く感謝を申し上げたいと思っておりますし、研究班の方々も長崎市の厚い心に感銘を受けたようでございまして、私もその旨、承っております。

また、第4回検討会におきまして、この現地調査の結果につきましては、森座長より、科学的であることが確認されております。

これら一連の検討経過を踏まえて、本年8月1日に厚生労働省におきまして、第5回検討会が開

催をされ、検討会としての最終報告書が厚生労働省の健康局長に提出をされました。この最終報告書でございますが、「精神的・身体的健康水準の低下は、原爆投下時に発生した放射線による直接的な影響ではなく、もっぱら被爆体験に起因する不安による可能性が高い」との報告書でございます。

この最終報告書を受けまして、本年8月9日の平和祈念式典後に、小泉内閣総理大臣及び坂口厚生労働大臣から「何らかの措置が必要であり、年末までにはご報告をしたい」との発言をいただいております。現在、厚生労働省で具体的に検討が進められているというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、被爆地域拡大是正の実現につきましては、本年12月までが大変重要な時期であるというふうに私も認識をいたしております。

長崎市といたしましては、国の動向を注意深く見守りながら、引き続き厚生労働省を初め地元選出の国会議員の皆様方により一層のご協力をお願いするとともに、市議会を初め県、関係6町並びに被爆者団体や地元住民と、さらには各政党の皆様方と一緒に連携を密にしながら、適時適切な要請行動を官民一体となって、これからも展開してまいりたいと存じますので、議員の皆様方のさらなるご支援をよろしくお願いいたします。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきますと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。＝（降壇）＝  
福祉保健部長（高谷洋一君） 質問の2、「思春期ほっとスクール」の継続開催についてお答えいたします。

近年、思春期の子どもにとって、10代の妊娠中絶率の上昇傾向や性感染症の多発など、性の問題を初めとした心身の健康問題が大変深刻となってきているところであります。

また、最近では、特に子ども時代に赤ちゃんと接した経験がない母親や父親が多く、そのような親ほど育児に対する不安が強いなどの大きい問題があります。

そこで、性についての正確な知識の普及啓発及

び将来の育児不安の軽減を目的として、「思春期のいのちと性」をテーマとした思春期ほっとスクールを3回で1コースの教室として北保健センターで実施いたしました。対象は市内全域の中学生、高校生で、ことしの夏休み期間を利用して開催いたしました。

内容といたしましては、1回目は、命の大切さについて話し合っていたいただき、2回目は、本市が行う4カ月健診や育児学級に来られた赤ちゃんを実際に抱くことで赤ちゃんとの触れ合いやお母さんから赤ちゃんの育て方を聞くなど、将来の育児に関する体験をしていただきました。また、妊婦体験用具を装着して胎児の重さを実験してもらいました。3回目は、講話などを通して性の大切さ、性感染症の予防、避妊について学習してもらいました。参加者は女性のみでしたが、中学生5人、高校生6人の合計11人で行いました。

今回の開催は初めてでございましたが、乳児と触れ合う楽しさを体験し、また、性及び性感染症について理解を深めてくれたものと考えております。

今回の経験をもとに、今後、参加しやすい日程や開催場所、広報手段などについてさらに検討を加えまして、本事業を継続していきたいというふうに考えております。

次に、質問の6でございます産じょく期ヘルパー派遣事業についてお答えいたします。

この事業は、産後の体調不良のため、家事や育児が困難な核家族の家庭へヘルパーを派遣することにより、産じょく婦や乳児の身の回りの世話や育児を行う事業でございます。

本市におきましては、10件程度の相談がっております。利用希望者に対しましては、厚生労働省の外郭団体である21世紀職業財団を通じて、ヘルパーサービスの情報を提供し、直接利用いただいている状況でございます。

既に、コープくらしの助け合いふれ愛の会や助け合いワーカーズありす、それからシルバー人材センターなどの民間団体等がこの事業をやっておりますので、利用希望者に対しまして、サービス提供先の情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（田村康子君） それぞれご回答をいただき

まして、ありがとうございました。

自席より、2、3の質問と、また、意見要望等を申し述べさせていただきます。

丸善団地地区、矢の平・伊良林地区の乗合タクシーの導入につきましてですが、これはこの10月、11月と試験運行されて、そこからいろいろな問題点、また、要望が出てくることとは思いますが、何があっても、どうぞ来年度以降、本格実施に向けて取り組んでいただきますように、強く強く要望をし、お願いをしておきたいと思えます。

それから、思春期ほっとスクールにつきましてですが、私は、性教育の問題を考えますときに、その背景にあるものは何だろうかと考えました。私は、恋愛の価値観の乱れがあるのではないかと、このように思っている次第でございます。西洋ではシェークスピア、また、日本で万葉集を挙げるまでもなく、人類の歴史の中では、恋愛は豊かな人間性の芸術の源となってきたように思えます。それほど恋愛を大切にしてきたと言えます。ところが、昨今、文学離れ、また、テレビなどの映像の影響などが高まり、携帯電話、インターネットでの出会い系が若者の間に流行するなど、そして、そこから売春や殺人など、本当に後を絶たない出会い系犯罪が続出しております。これはまさに、命を大切にするという、この生命尊厳の思想が欠落している現状ではないかと、大変憂うものでございます。

そのような社会情勢の中で、これからは学校だけではなくて、地域社会においても中高生の性と命の大切さを学ぶ、この教育の機会をふやしていくことは大変大事なことであり、思っております。

どうぞ、もっと多くの受講生に、この学ぶチャンスを与えてほしいと願うものでございます。

それから、産じょく期のヘルパー派遣事業についてですが、今、部長の方から、これは市が直接ではなくて、外郭団体、民間団体に任せていると言われました。私は、てっきり本市で実施されているものと思っております。今までも市民の皆さんに、国のこういう通知が来て、産じょく期ヘルパー派遣については市でやっているから、どうぞ必要な方は言ってくださいと言ってPRをしてまいりました。だから、市で直接やっておられて、利用者も多く、多分助かっておられるだろ

うなと思いつつ、今回、この質問をしたわけでございます。

私は、八尾市がことしの5月1日から、この事業を施行されておりますけれども、この事業内容を見てみますと、支援内容としては、掃除、洗濯、買い物、食事準備などの家事。利用時間としては、平日の月曜日から金曜日まで、朝9時から午後5時まで、1日2時間以内とする。利用料は、1回につき1,640円ということでございました。その利用方法はどうかといいますが、出産予定家族で利用を希望するときに事前に登録が必要です。それは妊娠して5カ月目に入ったら受け付けをすることができるとなっているようでございます。その登録時には印鑑が必要でございます。産まれる約1カ月前にヘルパーさんと面談をし、その内容等の確認を行う。そして、出産したらすぐに実際のヘルパー派遣の日時を予約して派遣を受けるものでございます。この派遣終了後、八尾市では子育て支援課が担当されておりますけれども、そこから納付書をもって利用料を納付するというところでございます。生活保護世帯または非課税世帯にはヘルパー利用料の減免措置があります。その減免申請書を出すことによって無料でヘルパーさんを利用できるということになっております。私は、ぜひこれは市にもせつかくそういう通知が来ておるんですから、私は、これをご相談に行きましたときに、「あら、そんなヘルパーのあるとね」と係の方がおっしゃったものですから、「きっとよく見ておられなかったんじゃないかな」と、直観的にそういう感じを受けました。大変失礼でございますけれども、いま一度、これは市の直轄の派遣事業として取り組みができないか、お尋ねをしたいと思います。担当者が女性であればすぐ気づくことだと思います。よろしく願いいたします。

それから、被爆地域拡大是正の要請行動につきまして、市長を先頭に私たち全議員が心一つにして官民一体となって頑張っていきたいと思えます。そして、ことしの12月には、悲願達成の勝利宣言ができるよう、皆様とともに、きょうは誓い合いたいと思えます。頑張ってください。

まず、質問に対する答弁をお願いします。福祉保健部長(高谷洋一君) 産じょく期ヘルパー派遣事業について、市の方で直轄してやる考

えはないかというご質問でございますが、こういった事業につきまして、これから先は、私たち福祉の考え方といたしましては、やはり民間の方で既に着手してサービスを提供されているという、こういうものについて、逆に言うと、そういうものをサイドから側面的に支援していきたいというふうな考えでございます。

ただ、今、私の方もファミリーサポートセンター等について、調査・研究をしている段階でございますので、この事業もその中のメニューの一つとして十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（田村康子君） それでは、行政改革の推進につきまして、2点ほど再質問をさせていただきます。

特殊法人改革や公益法人改革とともに、今回、大きな改革の柱となっておりますのが、公務員制度改革でございます。公務員制度につきましては、官僚が早期退職後、関係する民間企業や特殊法人等の役員に就任する、いわゆる天下り、幾つもの団体の役員を経験して、その都度、高額の退職金をもらうあたり、年功序列に基づく給与制度などに国民の批判が集中しました。

そこで、国家公務員の天下り規制の強化、本省の課長級以上の職責の再就職先の公表などを柱とする改革案を提示されています。これからは、国家公務員の場合は、本省の課長級以上の方はどこに再就職したかということが公表されるようになると伺っております。政府は今後、地方公務員の見直しも進めて、12月には公務員制度改革大綱を策定する予定だと聞いています。これによって、国民の批判が強かった公務員制度に改革のメスが本格的に入ることとなります。

さて、そこで今、外郭団体への正規職員の派遣について、基本的な考え方をお聞きいたしました。今度は、市を退職したOB職員についてもお聞きをしたいと思います。

現在、市のOB職員も団体の管理職等として雇用されています。そのことにより職員の派遣を受けた団体においては、プロパー職員の登用の道が閉ざされることになるのではないかと。例えば、ある一人の青年が外郭団体へ学卒で採用されます。まじめに一生懸命に働いて研さんを積み、やがて

立派なプロパー職員へと成長していきます。ところが、ある程度までいくと、そこには市のOB職員がいわゆる天下りをしてきて、トップの座が用意をされている。こうなりますと、プロパー職員の登用の道は閉ざされることになり、士気にも影響してくるのではないかと考えますが、これから、そのOB職員の派遣についても見直す考えはないか、お尋ねをいたします。

質問の第2点は、今回の改革は、官から民への発想です。新聞報道によりますと、金子県知事は、県衛生公害研究所建て替えに民間の資本や技術を活用するPFI方式を取り入れられないか、9月補正予算案に調査費を計上するとしています。

本市行革大綱の中にも、検討課題の中にPFI手法の導入が挙げられていますが、具体的な事例があればお示しをください。

以上です。

総務部長（岡田慎二君） 再質問の1点目でございますが、いわゆる外郭団体における管理職員への市のOB職員の活用ということについてのご質問にお答えしたいと思います。

外郭団体におきましては、その業務自体が市の政策と密接に関係していることなどによりまして、業務の遂行上、関連分野の知識・技能を相当有し、即戦力として期待できる市OB職員を2年から3年の任期をめぐりに雇用しているところでございます。

議員ご指摘の外郭団体のプロパー職員の管理職員等へ登用するための市のOB職員の雇用の見直しでございますけれども、現在、外郭団体の管理職員等は、市の政策に対する相当の知識経験を必要とすることから、市OB職員の活用を一定いたしておりますが、外郭団体を長期にわたり支えていくのはプロパー職員でございますので、その人材育成を行うためにも、管理職員等に登用し、士気を高めることは大変重要なことだという認識を持っております。

来年度から外郭団体への職員派遣の基準の見直しを行う予定でございますが、これにより、外郭団体の運営の見直しについても検討する必要がありますので、その中で、市OB職員の雇用の見直しと、それからプロパー職員の管理職員への登用についても、あわせて十分検討してまいりたいというふうに考えております。



以上でございます。

企画部長(原 敏隆君) 庁内におけるPFI事業の検討状況についてお答えいたします。

ご存じのとおり、PFI事業は、平成11年7月に民間資金の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律が公布され、同年9月24日から施行されております。

本市におきましても、平成11年度からPFI事業を民間活力の導入、新たな雇用の創出及び経費の節減の面からも重要であり、かつ効果的な事業手法の一つとして位置づけ、研究・検討を続けております。

議員さんのお話のとおり、長崎県が9月県議会に県衛生公害研究所を建て替えるについて、PFI手法導入の可能性を調査するため調査費を計上するとのことであり、内容について確認いたしましたところ、その調査結果を見て、今年度末までにPFI手法導入の可否について決定することとございました。

私どもといたしましても、今後の公共施設の建設については、PFI手法の導入が避けて通れない重要な行政課題であることは認識しておりますので、長崎県、他都市の状況を見据えながら、個々に具体的に検討・研究する必要があるものと考えております。

以上でございます。

7番(田村康子君) ありがとうございます。

野口三孝議員さんが、先月の一般質問の中で、市庁舎建設について、ちょっと取り上げられました。そのときに、PFIの導入を考えているのかというような趣旨のことを言われたように記憶しておりますが、市庁舎建設の検討に、そういうことが考えられているかどうか、具体的な例があればお示しください。

市長(伊藤一長君) 田村議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

市庁舎の建設の際に、民間資本の活力の導入という形で、PFI手法の導入等を考えていないかどうかということですが、先ほど企画部長が答弁いたしましたように、PFIというのは、ある意味では、例えば民間公営住宅の借り上げ、戸町がスタートしまして、今度、松が枝がスタートいたしますけれども、これもある意味では、裏返して言えば民間活力の導入でございまして、

ある意味で今、庁舎の問題もそうでありましょうし、図書館の建設などにどうするのか、あるいは中央消防署などを建て替えるときにどうするのか、さまざまな場合に、このPFIの導入というのは、私はやり方によっては考えられるのではないかなと思います。

ただ、そのことを内部的に今、企画部長がお話をしましたように、部内の検討委員会で精査をさせていただいておりますけれども、ただ問題は、きょうの午前中に緒方議員さんのご質問等もございましたが、地場の資本で仕事をしてもらうというのは当然大事なことでございますけれども、これも私もまだ断片的な知識で非常に恐縮でございますが、PFIで仕事をさせていただく場合には、行政の方が15年とか20年で、金利の変動もありますけれども、いわゆる元利償還をその企業に払うという形になりますので、ある意味では、請け負った企業が金融機関との相当分厚い形の契約事項というものをある意味では伴うことになる。それをぐっと絞り込んでいったら、請け負う業者が、地元の業者を優先的に当然させてもらわなくてはいけないんですけども、請け負う業者の方が、ある意味では限られてくるのではなからうかなというふうな、これはまだ私どもも断片的な知識で大変恐縮でございますが、いろんな意味が考えられるのではないかなということもよく精査をした中で、基本的には、やはりこういう時代ですから、民間活力を公共の建築物に導入をさせていただくというのは、私は一つの大きな時代の流れであると、そうになったら、請け負う企業はできるだけ地元が最優先であるし、あとは支払い関係もきちんとした、そういうバックボーンというものもきちんとお互いに信頼関係というのが大事であるということも含めた、そういうPFIの手法でなくてはならないのではないかなということも含めて、恐らく県の方も、そういうことも含めた調査費ではなからうかなというふうに思いますので、よろしくお願いさせていただきたいと思えます。

7番(田村康子君) ありがとうございます。

時間は大分ありますけれども、最後に、私はまとめを言わせていただきます。

今議会で行革についての質問が複数の議員から出されました。行革は政治家自身からと、国会におきましても、さまざまな取り組みがなされてい

るようでございます。特に、議員特権の見直しも全力で推進されていると聞いております。今まで国民が知らなかった国会議員の特権に、前にも森議員が言われたと思いますけれども、勤続25年以上の議員へは特別交通費月額30万円、そして肖像画を費用が100万円かかってプレゼントされていたそうでございます。勤続50年以上の議員に対しては、憲政功労金といって年額500万円、そしてまた、現職議員が死亡したときの弔慰金、これは歳費の16カ月、また、職務に関連して死亡した際に加算される特別弔慰金は4カ月、このようなものが、私たちも知らなかったんですけども、議員特権として与えられておった。だけど、今回の行革で廃止として、皆さんで合意されているとい

います。  
さらに、国会公用車につきましても、10年を目標に台数を半減するとともに、7年以内に全車を低公害車にすることや、衆議院・参議院に専門の自動車整備工というものを持っていたそうですが、これを廃止する。業務を民間へ委託することで一致。この改革案は、この秋の臨時国会以降、与野党合意が得られ次第、実現することに

~~~~~  
上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年11月12日

なっています。野党も合意する姿勢だと、6月28日付の毎日新聞では報じられております。これが実現しますと、約2億円の経費削減となる。

国会議員に改革を求めることは当然のことですけれども、やはり当事者にとってみれば大変な痛みであると思います。地方議員の私たちももちろん、このことは襟を正してしっかり受けとめなければなりませんし、また、市の職員としても、12月には公務員制度改革大綱が策定され、本格的に推進されようとしています。これからは自分の権利のみを主張しては行革はできないと思います。そのことをお互いに確認をし合いながら、市議会議員として、また、市の職員として働かせていただくことに感謝し、お互いに頑張ってもらいたいと思っております。

質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（江口 健君） 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、明11日午前10時から本会議を開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後2時25分 =

議 長 鳥 居 直 記

副 議 長 江 口 健

署名議員 久 米 直

署名議員 柴 田 朴